

川越市の施設における受動喫煙対策に関する基本方針

(目的)

第1条 この方針は、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）第3条による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号。以下「新法」という。）第25条及び第25条の6第3項の規定に基づき、望まない受動喫煙の防止を図るため、市の施設における受動喫煙対策に関する基本的事項を定めることにより良好な施設環境の形成を促進し、もって市の施設の利用者の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の施設 市が設置し、又は管理する施設（建物の形状を有するものに限る。）及びその敷地をいう。
- (2) 受動喫煙 新法第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。
- (3) 第二種施設 新法第28条第6号に規定する第二種施設をいう。
- (4) 特定屋外喫煙場所 新法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所をいう。

(基本方針)

第3条 市の施設は、敷地内禁煙とする。ただし、市長が特に認める施設は、法令の範囲内において喫煙をすることができる場所を定めることができる。

(第二種施設における屋外喫煙場所)

第4条 市長は、第二種施設の屋外に喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、新法第25条の4第1項第5号に規定する特定屋外喫煙場所と同等の措置を講じるよう努めなければならない。

(総合的判断)

第5条 市長は、第3条ただし書の規定により喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、健康増進、施設管理（防火・施設構造等）、環境美化、費用対効果等の観点から多角的な検討を行い、その必要性について総合的に判断するものとする。

(利用者への周知)

第6条 市の施設の管理者（施設を管理する所属（出先機関）の長をいう。）は、当該施設で実施する受動喫煙対策について、当該施設の利用者に周知するため、当該施設の主な出入口付近に必要な表示を行うものとする。

(公表)

第7条 市は、この方針に基づいて実施される市の施設の受動喫煙対策について、広報等を通じて市民に公表するものとする。

(その他)

第8条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この方針は、令和元年7月1日から施行する。